

金融庁国民保護計画

平成17年10月28日
(最終改正：平成30年8月31日)
金融庁

金融庁国民保護計画

第1章 総則

(目的)

第1条 この金融庁国民保護計画（以下「計画」という。）は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号。以下「国民保護法」という。）第33条第1項及び第182条第2項の規定に基づき、金融庁の所掌事務に関し次に掲げる事項を定め、もって武力攻撃事態等における国民の保護のための措置（以下「国民保護措置」という。）及び緊急処理事態における緊急対処保護措置の的確かつ迅速な実施に資することを目的とする。

- 一 金融庁が実施する国民保護措置及び緊急対処保護措置（以下「国民保護措置等」という。）の内容及び実施方法に関する事項
- 二 国民保護措置等を実施するための体制に関する事項
- 三 国民保護措置等の実施に関する関係機関との連携に関する事項
- 四 前三号に掲げるもののほか、国民保護措置等の実施に関し必要な事項

(定義)

第2条 この計画において、「武力攻撃事態等」とは武力攻撃事態等及び存立危機事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（平成15年法律第79号。以下「事態対処法」という。）第1条に規定する武力攻撃事態及び武力攻撃予測事態をいい、「武力攻撃災害」とは、国民保護法第2条第4項に規定する武力攻撃災害をいう。また、「緊急処理事態」とは、事態対処法第22条第1項に規定する緊急処理事態をいう。

2 この計画において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 関係機関 事態対処法第2条第5号から第7号までに規定する指定行政機関、指定地方行政機関及び指定公共機関並びに都道府県をいう。
- 二 各部局 金融庁組織令（平成10年政令第392号）第2条に規定する各部局、金融庁設置法（平成10年法律第130号）第19条に規定する証券取引等監視委員会事務局及び公認会計士法（昭和23年法律第103号）第41条に規定する公認会計士・監査審査会事務局をいう。
- 三 財務局等 財務省設置法（平成11年法律第95号）第12条及び第14条に規定する財務局及び財務支局をいう（内閣府設置法（平成11年法律第89号）第43条に規定する沖縄総合事務局を含む。以下同じ。）。

(実施の基本方針)

第3条 金融庁は、武力攻撃事態等において、国民保護法その他の法令、国民の保護に関する基本指針（平成17年3月25日閣議決定）及びこの計画に基づき、国民の協力を得つつ、その所掌事務に関する国民保護措置を的確かつ迅速に実施するものとする。また、関係機関の行う国民保護措置との間の緊密な連絡調整を図ることにより、国民保護措置の実施の総合的な推進に寄与するよう努めるものとする。

第2章 国民保護措置実施体制の確立

(金融庁国民保護連絡会議)

第4条 金融庁長官（以下「長官」という。）は、金融庁の所掌する国民保護措置を的確かつ迅速に実施するための常設の連絡調整組織として、金融庁国民保護連絡会議（以下「連絡会議」という。）を設置するものとする。

2 連絡会議は、次に掲げる事項に関し、金融庁内（以下「庁内」という。）における必要な連絡調整を行うものとする。

- 一 武力攻撃事態等発生時のための連絡網の作成その他の庁内の連絡体制及び参集体制の整備
- 二 武力攻撃事態等発生時の庁内各部局の事務分掌の整備
- 三 関係機関等との連絡体制の整備
- 四 この計画の見直し
- 五 その他国民保護措置の実施に関し必要な事項

3 連絡会議の構成員等は、別紙1に定めるところによる。

(連絡体制及び参集体制)

第5条 連絡会議の構成員（あらかじめ定める代理となる者も含む。）は、携帯電話を携帯すること等により常時連絡が取れるようにするものとする。

2 連絡会議の構成員は、武力攻撃事態等において、即時に参集できるよう、平常時から、金融庁への複数の交通手段を確認しておくものとする。

3 別に定めるところにより指定された者は武力攻撃事態等発生後即時に参集し、必要な情報収集及び連絡等を行うものとする。

第3章 国民保護措置実施体制の整備

（金融庁国民保護対策本部）

第6条 内閣府特命担当大臣（内閣府設置法第11条に規定する特命担当大臣をいう。以下「大臣」という。）は、武力攻撃事態等において、政府に事態対処法第10条第1項に規定する事態対策本部（以下「政府対策本部」という。）が設置された場合には、直ちに大臣を長とする金融庁国民保護対策本部（以下「金融庁対策本部」という。）を設置するものとする。

2 金融庁対策本部を設置した場合、政府対策本部及び関係機関に、金融庁対策本部の連絡窓口等を通知するものとする。

3 金融庁対策本部は次の業務を行うものとする。

- 一 国民保護措置の実施に関する庁内の総括及び総合調整
- 二 庁内関係部局から報告される被災情報等のとりまとめ
- 三 政府対策本部及び関係機関との情報交換並びに連絡調整
- 四 政府対策本部及び関係機関から収集した情報の庁内関係部局への提供
- 五 その他国民保護措置の実施に関し必要な業務

4 金融庁対策本部は、国民保護法第45条第1項又は同法第52条第4項の規定による通知を受けたときは、その内容を財務局等及び日本銀行に通知するものとする。また、同法第51条第2項及び第53条第3項の解除の通知を受けたときも、同様とする。

5 第1項の金融庁対策本部の組織については、別紙2に定めるところによる。

第7条 大臣が指揮をとれないときは、内閣府副大臣が金融庁対策本部の長の職務を代行するものとする。

2 内閣府副大臣がその職務を代行し得ないときは、内閣府大臣政務官、長官、総括審議官、総合政策局長、金融国際審議官、企画市場局長、監督局長、証券取引等監視委員会事務局長の順で指揮をとるものとする。

（財務局における体制の整備）

第8条 財務局長（財務局等の長をいう。以下同じ。）は、法令に基づき長官より委任されている権限に関する事務に関し、金融庁との連絡体制の整備その他の国民保護措置の実施に必要な事項について定めるものとする。

（国民保護措置の実施機能等の確保）

第9条 長官は、武力攻撃事態等において各部局がその対処の機能を果たし得るよう、庁舎の安全性の確保、非常用発電機及び燃料の確保、並びに食料及び飲料水等の備蓄等に努めるものとする。

- 2 各部局においては、武力攻撃事態等における行政機能の停止又は低下を最小限にとどめるため、職員の出勤及び配置の基準並びに業務処理手順の策定等必要な措置を講じておくものとする。
- 3 情報処理システム等の運用を所管する部局においては、総合政策局秘書課情報化統括室と連携して、武力攻撃災害に対する情報処理システム等の整備、維持、復旧及び運用の確保等が図られるよう必要な措置を講ずるものとする。
- 4 国民保護法第 158 条に規定する特殊標章又は身分証明書の交付等に関する金融庁の手続については、別に定める。

(国民保護措置に関する訓練)

- 第 10 条 長官は、関係機関と連携しながら、武力攻撃事態等発生時の参集等の訓練、金融庁対策本部を設置、運営するための訓練その他の金融庁の国民保護措置の実施のために必要と認める訓練を適時行うものとする。その際、防災訓練との有機的な連携に配慮するものとする。
- 2 前項の訓練を実施した際には、連絡会議において訓練についての事後評価を行い長官に報告するものとする。

(国民保護措置に関する周知)

- 第 11 条 長官は、職員に対して、国民保護措置の実施に係る講習会の実施等を行うことによって、国民保護措置に関する次の事項について周知を図るものとする。
- 一 国民保護法その他の関係法令の概要
 - 二 金融庁国民保護計画及び関係する監督指針等の概要
 - 三 武力攻撃事態等における連絡網その他の本計画第 4 条第 2 項に定める事項

第 4 章 金融庁が行う国民保護措置

(応急措置の実施)

- 第 12 条 各部局の長は、武力攻撃災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、その所掌事務に関し、財務局等及び関係機関と密接な関係を図りつつ、国民保護法、国民の保護に関する基本指針その他関係法令等に基づき、災害の発生又は拡大の防止のための所要の応急措置を速やかに実施するものとする。

(金融に関する措置)

- 第 13 条 監督局長は、武力攻撃災害が発生し、又は発生するおそれがある場合においては、

被災地を管轄する財務局長を通じて、現地における災害の実状及び応急資金の需要状況等に応じ、適当と認める機関又は団体と緊密な連絡をとりつつ、必要と認める範囲内で、預金等取扱金融機関に対し、次の各号に掲げる措置を適切に講じるよう要請するものとする。

一 災害関係の融資に関する措置（災害の状況、応急資金の需要等を勘案して融資相談所の開設、審査手続の簡便化、貸出の迅速化、貸出金の返済猶予等被災者の便宜を考慮した適時的確な措置を講ずることをいう。）

二 預貯金の払戻し及び中途解約に関する措置（預金通帳、届出印鑑等を焼失又は流失した預貯金者については、り災証明書の提示その他実情に即する簡易な確認方法をもって被災者の預貯金払戻しの利便を図ること及び事情やむを得ないと認められる被災者については、定期預金、定期積金等の中途解約又は当該預貯金を担保とする貸出に応ずること等適宜の措置を講ずることをいう。）

三 手形交換、休日営業等に関する措置（災害時における手形交換又は不渡処分及び金融機関の休日営業又は平常時間外の営業についても適宜配慮すること、並びに窓口における営業ができない場合であっても、顧客及び従業員の安全に十分配慮した上で現金自動預払機等において預金の払戻しを行うこと等被災者の便宜を考慮した措置を講ずることをいう。）

2 監督局長は、武力攻撃災害が発生し、又は発生するおそれがある場合においては、被災地を管轄する財務局長を通じて、現地における災害の実状及び応急資金の需要状況等に応じ、適当と認める機関又は団体と緊密な連絡をとりつつ、必要と認める範囲内で、保険会社及び少額短期保険業者に対し、保険金の支払いについては、できる限り迅速に行うよう配慮し、保険料の払込みについては、契約者のり災の状況に応じて猶予期間の延長を行う等適宜の措置を適切に講じるよう要請するものとする。

3 監督局長は、武力攻撃災害が発生し、又は発生するおそれがある場合においては、被災地を管轄する財務局長を通じて、現地における災害の実状等に応じ、適当と認める機関又は団体と緊密な連絡をとりつつ、必要と認める範囲内で、電子債権記録機関に対し、次の各号に掲げる措置を適切に講じるよう要請するものとする。

一 取引停止処分に関する措置（災害時における取引停止処分、利用契約の解除等の措置について適宜配慮することをいう。）

二 休日営業等に関する措置（休日営業又は平常時間外の営業について適宜配慮することをいう。）

（金融商品取引に関する措置）

第 14 条 監督局長は、武力攻撃災害が発生し、又は発生するおそれがある場合においては、

被災地を管轄する財務局長を通じて、現地における災害の実状及び応急資金の需要状況等に応じ、適当と認める機関又は団体と緊密な連絡をとりつつ、必要と認める範囲内で、金融商品取引業者に対し、印鑑を紛失した場合の拇印による預り金の払出しや有価証券の売却代金の即日払い等、被災者顧客に対する便宜を考慮した適時的確な措置を講ずることを要請するものとする。

- 2 企画市場局長は、武力攻撃災害が発生し、又は発生するおそれがある場合においては、被災地を管轄する財務局長を通じて、又は直接に、現地における災害の実状等に応じ、適当と認める機関又は団体と緊密な連絡をとりつつ、必要と認める範囲内で、金融商品取引所、金融商品取引業協会、保管振替機関、振替機関及び清算機関に対し、売買立会時間の臨時変更、振替請求の制限及び株券交付の制限等を行うことにより、参加者等の売買取引及び決済についての業務に支障が出ないよう考慮し適時的確な措置を講ずることを要請するものとする。

（被害者の権利利益の保全）

第 15 条 総括審議官は、国民保護法第 131 条に基づいて制定される政令にて、被害者の権利利益の保全等を図るための特例措置として、金融庁の所管する法律に規定される履行期限内に履行されなかった義務に係る免責に関する措置が定められた場合には、当該免責に関する情報を、被災地を管轄する財務局長と連携して適切に国民に対して提供するものとする。

（被災情報及び実施措置等の報告）

第 16 条 各部局の長は、武力攻撃災害が発生した場合、その所掌事務に関し、庁内及び当該事務の執行に影響する機関又は団体等の、人的及び物的被害状況の情報を可能な範囲で収集するとともに、その被災情報、国民保護措置の実施状況その他情報を長官に速やかに報告するものとする。

- 2 長官は、前項に規定する情報をとりまとめ、政府対策本部に報告するものとする。

（被災者に対する的確な情報提供等）

第 17 条 各部局の長は、武力攻撃災害が発生したときは、その所掌事務に関し、次に掲げる措置を適切に行うものとする。

- 一 各部局の長が講じている施策に関する情報を適切に国民に提供すること。
- 二 国民保護措置の実施の総合的な推進の観点から、必要に応じ関係機関等と協力して、国民からの問い合わせに速やかに対応すること。

第5章 金融庁が行う緊急対処保護措置

(国民保護措置等に関する規定の準用)

第18条 政府に事態対処法第23条第1項に規定する緊急処理事態対策本部が設置された場合には、この計画の第3条、第2章、第3章(第9条第4項を除く。)及び第4章(第15条を除く。)の規定を準用するものとする。この場合において、「政府対策本部」とあるのは「政府緊急処理事態対策本部」と、「国民保護措置」とあるのは「緊急対処保護措置」と、「金融庁対策本部」とあるのは「金融庁緊急処理事態対策本部」と、「武力攻撃事態」とあるのは「緊急対処事態」と読み替えるものとする。

2 金融庁対策本部は、国民保護法第183条に準用する同法第45条第1項の規定による通知を受けたときは、政府対策本部長が決定する警報の通知・伝達の対象となる地域の範囲に応じて、その内容を財務局等及び日本銀行に対し、通知するものとする。また、解除の通知を受けたときも、同様とする。

第6章 補則

(証券取引等監視委員会及び公認会計士・監査審査会)

第19条 金融庁設置法第6条に規定する証券取引等監視委員会及び公認会計士法第35条に規定する公認会計士・監査審査会は、所掌事務の実情に即して国民保護措置等の実施に関する体制の整備に努めるものとする。

(国民保護計画の見直し)

第20条 長官は、適時にこの計画の内容につき検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更するものとし、変更に当たっては関係する指定行政機関の意見を聴くなど広く関係者の意見を求めるよう努めるものとする。

(別紙 1)

金融庁国民保護連絡会議について

1. 金融庁国民保護連絡会議構成員

本部長 長官

副本部長 総合政策局長

総括審議官

本部員 金融国際審議官

総合政策局審議官

総合政策局参事官

企画市場局長

監督局長

証券取引等監視委員会事務局長

公認会計士・監査審査会事務局長

その他本部長が指名する者

幹事 総合政策局秘書課長

総合政策局総務課長

総合政策局総務課国際室長

総合政策局総合政策課長

総合政策局リスク分析総括課長

企画市場局総務課長

監督局総務課長

証券取引等監視委員会事務局総務課長

公認会計士・監査審査会事務局総務試験室長

その他副本部長が指名する者

2. 連絡会議事務局

連絡会議の事務は、総合政策局総務課において行うものとする。

(別紙2)

金融庁対策本部の組織

1. 金融庁対策本部構成員

- (1) 対策本部の長（以下「本部長」という。）は、対策本部の事務を統括する。
- (2) 対策本部に副本部長、本部員及び幹事を置く。
- (3) 本部長、副本部長、本部員及び幹事は、別添に掲げる官職にある者をもって充てる。

2. 本部会議

- (1) 対策本部に本部会議を置き、本部長、副本部長及び本部員をもって構成する。
- (2) 本部会議は、本部長が必要に応じて招集し、対策本部の処理する事務に関する重要事項の審議、調整等を行う。

3. 幹事会

- (1) 対策本部の下に幹事会を置き、総括審議官及び幹事をもって構成する。
- (2) 幹事会は、総括審議官が必要に応じて招集し、対策本部が指示する事項の事務について審議、調整等を行う。

4. 庶務

対策本部の庶務は、総合政策局総務課において処理するものとする。

(別添)

金融庁対策本部構成員

本部長	大臣
副本部長	副大臣
	大臣政務官
	長官
	総合政策局長
	総括審議官
本部員	金融国際審議官
	総合政策局審議官
	総合政策局参事官
	企画市場局長
	監督局長
	証券取引等監視委員会事務局長
	公認会計士・監査審査会事務局長
	その他本部長が指名する者
幹事	総合政策局秘書課長
	総合政策局総務課長
	総合政策局総務課国際室長
	総合政策局総合政策課長
	総合政策局リスク分析総括課長
	企画市場局総務課長
	監督局総務課長
	証券取引等監視委員会事務局総務課長
	公認会計士・監査審査会事務局総務試験室長
	その他副本部長が指名する者